
事業別行政コスト計算書

令和8年度



杉 並 区

■ 事業別行政コスト計算書とは

事業別コスト計算書は、区民に身近な行政サービスについて、1年間のコストと、それがどのような収入で賄われたか、また、利用者1人当たり等の単位コストはいくらになるのか、などを示しています。

計算書では、現金収支のほか、退職手当引当金繰入や減価償却費といった、決算だけでは見えないコストの把握をすることができます。コストに対して利用者が負担する使用料等の収入を示すことで、税としての区民全体の負担の状況が明らかになります。

■ 作成目的

本コスト計算書は、以下3点を主な目的として作成し、区民の皆さんに公表するとともに、今後の事業の見直しや改善等に活用します。

- ① 現金収支のほか、決算では見えない減価償却費等を含めたコストを明らかにする。
- ② 当該事業にかかる行政サービスと受益者負担の関係や、税としての区民全体での負担状況を明らかにする。
- ③ 利用者1人当たり等、単位ごとのコストを明らかにする。

■ 作成基準

○対象会計範囲

一般会計（令和7年度決算額）

○コストの基準日

令和8年3月31日

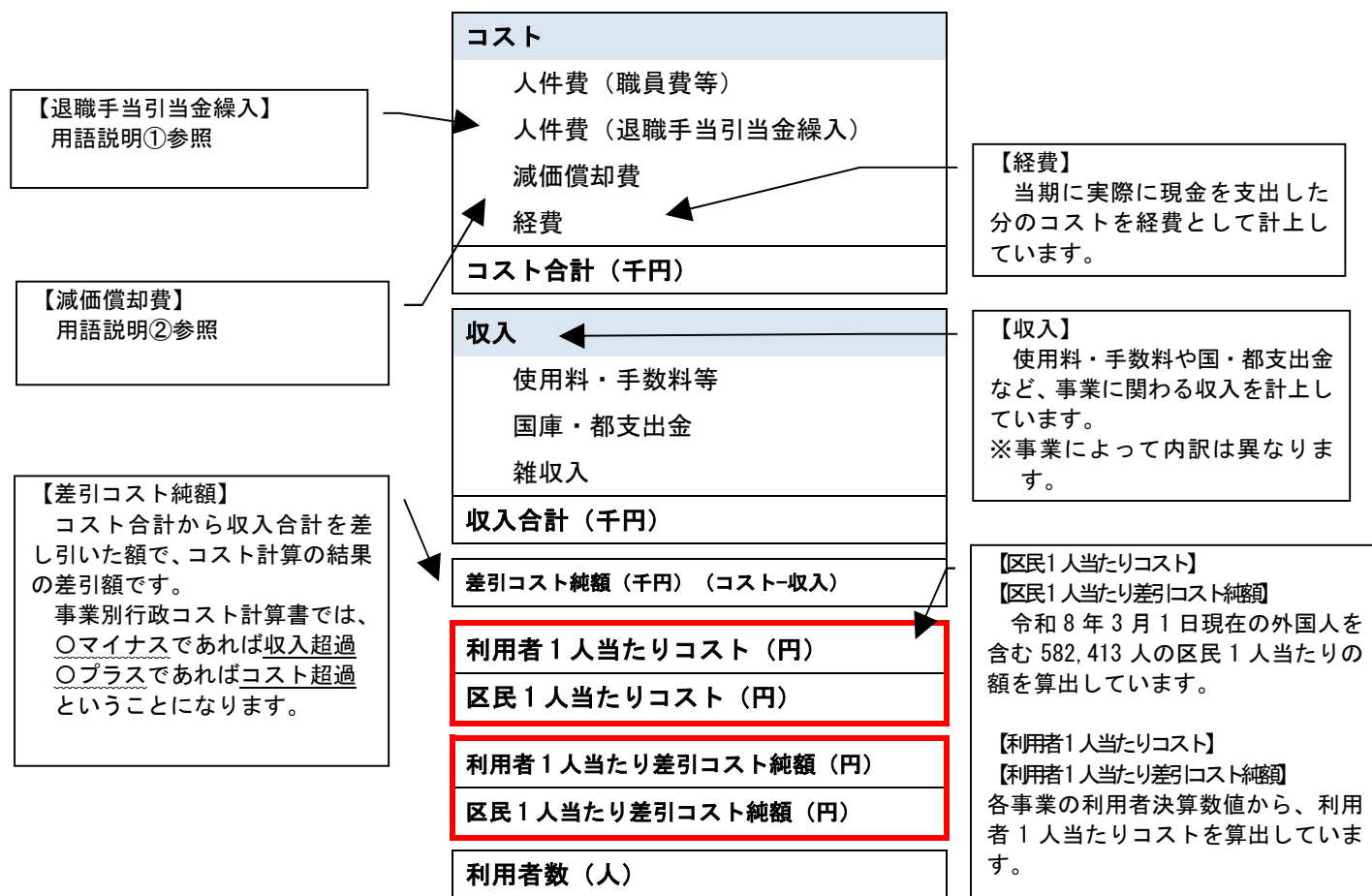
○コストの範囲

現金収支のほか、退職手当引当金繰入や減価償却費といった、現金収支を伴わない経費を対象としています。

－ 目次 －

○事業別行政コスト計算書の見方	．．． P1
○南北バス（すぎ丸）の運行	．．． P2
○一時預かり関連事業	．．． P10

■ 事業別行政コスト計算書の見方



※数値については、原則として四捨五入をしているため、合計が合わない場合があります。

■ 用語説明

① 退職手当引当金繰入

退職金のコストは、職員の在職期間中に発生しているという発生主義に基づいて、毎年退職金を積み立てる想定で引当金を算出しています。

② 減価償却費

建物や物品など、長期にわたって使用される資産の取得に要した支出を、その資産の耐用年数に応じて分割し、コストとして計上したものです。例えば、耐用年数10年の物を100万円で購入した場合、翌年度から毎年10万円ずつ減価償却費として計上されます。

南北バス（すぎ丸）の運行



杉並区は南北方向の交通には鉄道路線がなく、バス交通が主力となっています。既存の民間バス路線を補完し、区内の南北方向の移動利便性を高めるために、区では南北バス「すぎ丸」の運行を開始しました。

公共交通の不足している地域の交通改善を主な目的として、比較的狭い道路でも走行できる小型バスを使った路線の運行を計画・準備し、平成 12 年 11 月に JR 阿佐ヶ谷駅と京王井の頭線浜田山駅を結ぶ「けやき路線」を、平成 16 年 11 月に京王井の頭線浜田山駅と京王線下高井戸駅を結ぶ「さくら路線」を、平成 20 年 12 月に JR 西荻窪駅と京王井の頭線久我山駅を結ぶ「かえで路線」を開設し、南北交通網の整備を進めました。

●事業プロフィール

- ・事業主管課 都市整備部管理課交通企画担当
- ・事業開始 平成 12 年度
- ・運行事業者 京王バス 株式会社（けやき・さくら路線）
関東バス 株式会社（かえで路線）
- ・運賃 100 円（未就学児無料）
すぎ丸専用回数券（21 枚綴り 2,000 円）
- ・運行路線

けやき路線	JR 中央線阿佐ヶ谷駅～京王井の頭線浜田山駅
さくら路線	京王井の頭線浜田山駅南～京王線下高井戸駅入口
かえで路線	JR 中央線西荻窪駅～京王井の頭線久我山駅

令和 7 年度のコスト

◇事業全体 2 億 9,003 万 4 千円

◇乗車 1 回当たり 240 円

◇区民 1 人当たり 498 円

収入で賄うことができないコスト （税による負担額）

◇事業全体 1 億 7,705 万 8 千円

◇乗車 1 回当たり 147 円

◇区民 1 人当たり 304 円

◇『南北バスの運行』行政コスト計算書

令和6年度	けやき路線	さくら路線	かえで路線	合計
コスト ★				
人件費（職員費等）	7,920	3,960	7,920	19,800
人件費（退職給与引当金繰入）	494	247	494	1,235
減価償却費	10,918	0	4,576	15,494
経費	10,379	9,707	15,485	35,571
運行経費	96,476	45,749	54,437	196,662
コスト合計（千円）・・・①	126,187	59,663	82,912	268,762
収入 ★				
運行収入	63,941	17,338	27,333	108,612
雑収入	33	33	33	99
収入合計（千円）・・・②	63,974	17,371	27,365	108,710
差引コスト純額（千円）（①－②）・・・③	62,213	42,292	55,546	160,051
延べ利用者数（人）・・・④	673,460	180,224	302,168	1,155,852
杉並区人口（令和7年3月1日現在）・・・⑤	577,191			
乗車1回当たりコスト（円）（①÷④）	187	331	274	233
区民1人当たりコスト（円）（①÷⑤）	219	103	144	466
乗車1回当たり差引コスト純額（円）（③÷④）	92	235	184	138
区民1人当たり差引コスト純額（円）（③÷⑤）	108	73	96	277

★ 補足

バスの運行には様々なコストがかかり、運行収入で運行経費をすべて賄うことは難しいため、運行経費から運行収入を差し引いた額を運行事業者に補助金として交付しています。

（補助金額は5ページ【路線別収支の推移】「収支」参照）

なお、行政コスト計算書の作成に当たり、コストと収入を以下のとおり整理しています。

区分	種類	内訳
区	人件費	「南北バスの運行」事業※にかかる都市整備部管理課職員分 ※令和7年度から「地域交通の運行」に事業統合
	減価償却費	バス車両の減価償却費
	経費	各路線警備員経費、バス車両の法定点検費等
	雑収入	物品売払収入
事業者	運行経費	乗務員人件費、燃料費、車両修繕費等
	運行収入	運賃収入、広告収入等

令和 7 年度	けやき路線	さくら路線	かえで路線	合計
コスト ★				
人件費（職員費等）	5,355	2,677	5,355	13,387
人件費（退職給与引当金繰入）	309	154	309	771
減価償却費	10,918	0	0	10,918
経費	11,607	10,760	16,623	38,990
運行経費	109,459	51,658	64,851	225,968
コスト合計（千円）・・・①	137,647	65,249	87,138	290,034
収入 ★				
運行収入	66,212	17,973	28,677	112,862
雑収入	38	38	38	115
収入合計（千円）・・・②	66,250	18,012	28,715	112,976
差引コスト純額（千円）（①－②）・・・③	71,397	47,238	58,423	177,058
延べ利用者数（人）・・・④	698,894	191,109	318,131	1,208,134
杉並区人口（令和 8 年 3 月 1 日現在）・・・⑤	582,413			
乗車 1 回当たりコスト（円）（①÷④）	197	341	274	240
区民 1 人当たりコスト（円）（①÷⑤）	236	112	150	498
乗車 1 回当たり差引コスト純額（円）（③÷④）	102	247	184	147
区民 1 人当たり差引コスト純額（円）（③÷⑤）	123	81	100	304

- 令和 7 年度事業全体のコストは 2 億 9,003 万 4 千円、収入合計は 1 億 1,297 万 6 千円、税負担額を表す差引コスト純額は 1 億 7,705 万 8 千円となりました。また、乗車 1 回当たりのコストは 240 円、区民 1 人当たりのコストは 498 円となりました。
- 人件費については、区職員の従事者数等に応じたコストとなっていますが、「南北バスの運行」事業以外の事業量が増加したため、南北バスすぎ丸事業への従事割合が減少し、令和 6 年度と比較して 687 万 7 千円（33%）減となりました。
- また、かえで路線において、導入している車両の減価償却が終了したため、令和 7 年度は令和 6 年度と比較して減価償却費が 457 万 6 千円（30%）減となりました。
- 運賃収入を表す運行収入は 1 億 1,297 万 6 千円でコスト全体の 39%という状況です。
- 令和 6 年度との比較では、コスト合計は 2,127 万 2 千円（8%）増、収入合計は 426 万 6 千円（4%）増となりました。
- 令和 6 年度の差引コスト純額は乗車 1 回当たり 138 円、区民 1 人当たり 277 円となっていました。令和 7 年度はそれぞれ 147 円、304 円となり、令和 6 年度と比較してそれぞれ 7%、10%増加しています。

◇利用者・路線別収支

【利用者の推移】

(単位：人)

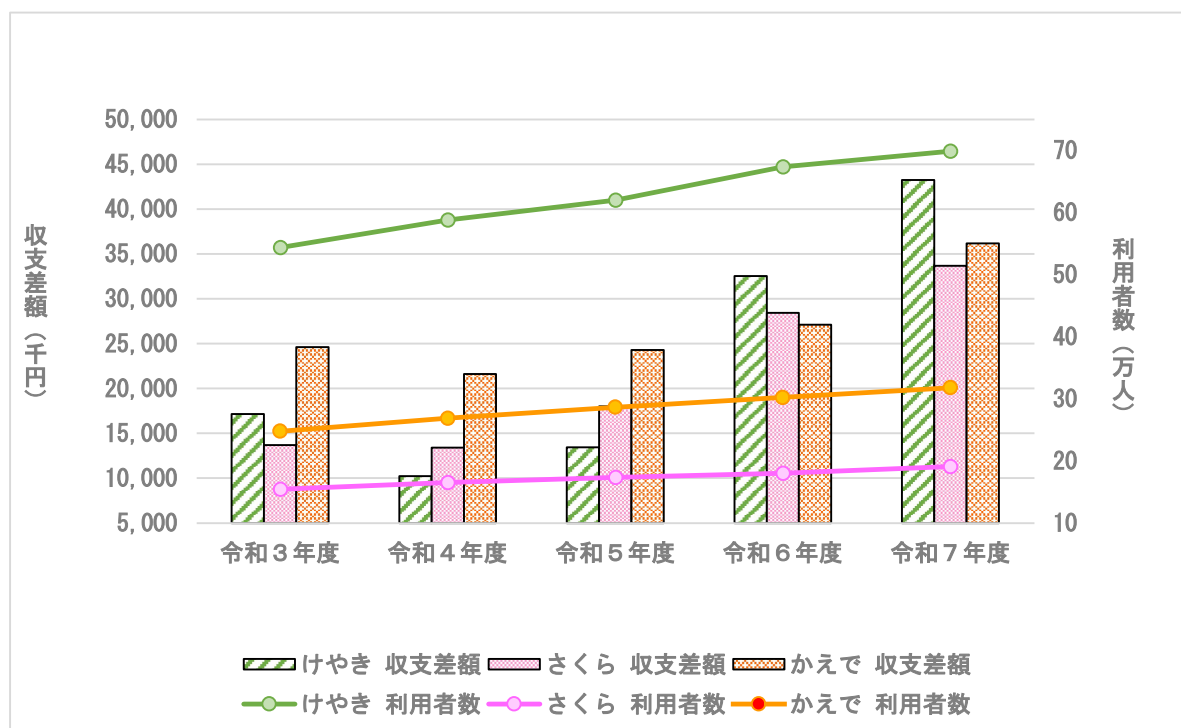
路線名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
けやき路線	543,780	587,788	620,030	673,460	698,894
さくら路線	154,480	165,049	173,246	180,224	191,109
かえで路線	248,030	268,702	286,522	302,168	318,131
合計	946,290	1,021,539	1,079,798	1,155,852	1,208,134

【路線別収支の推移】

(単位：千円)

路線名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
けやき	運行収入	53,048	56,703	59,386	63,941	66,212
	運行経費	70,198	66,915	72,834	96,476	109,459
	収支	-17,150	-10,212	-13,448	-32,535	-43,247
さくら	運行収入	14,640	15,502	15,965	17,338	17,973
	運行経費	28,336	28,911	33,959	45,749	51,658
	収支	-13,696	-13,409	-17,994	-28,411	-33,685
かえで	運行収入	22,016	24,085	25,973	27,333	28,677
	運行経費	46,619	45,706	50,266	54,437	64,851
	収支	-24,603	-21,621	-24,293	-27,104	-36,175

○「収支」のマイナスについて、区は補助金として運行事業者に交付します。



◇利用者数及び路線別収支の推移等

- 令和３年度から令和７年度の直近５年の利用者数の推移を見ると、３路線全てで増加しています。令和２年度に新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少したものの、その後徐々に回復し、令和７年度には過去最多となっています。
- 路線別の利用者数を見ると、けやき路線が３路線の中でも最も多く、全体の利用者の約６割を占めており、次いでかえで路線、さくら路線の順となっています。
- 路線別収支の推移を見ると、利用者数の増加に伴い収入も増加しています。一方で、運行経費における人件費単価の上昇や燃料費の高騰等を理由とする支出の増加幅が収入の伸びを上回っているため、区が事業者に交付する補助金額（収支の不足分）は全路線で増加傾向にあり、全体では令和３年度から令和７年度までの間で約２倍に増加しています。

◇今後の方向性

- 南北バスすぎ丸は、当初は区内南北方向の交通不便の解消や移動が困難な方の外出後押しを目的としたコミュニティバスとして導入されましたが、現在では日常の買い物、通院だけではなく、通常の路線バス同様、通勤・通学等を支える重要な移動手段として、地域住民の生活を支える「地域の足」の役割を担っています。
- 利用者については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に大幅に減少したものの、現在はコロナ禍前の水準まで回復し、令和7年度には、過去最高の利用者数となっています。一方で、人件費や燃料費等の増加により令和7年度運行経費は令和6年度と比較して1.15倍上昇しており、今後も区の財政負担は増加していくことが見込まれます。
- また、すぎ丸の3路線で運行する区所有の車両10台については、財政負担の平準化の考えから、計画的に買い替える必要があります。買い替えの際には、区が目指すゼロカーボンシティの実現に向けて、環境負荷の低いEVバスを導入する方針です。
- そして、すぎ丸の運賃は運行開始から25年以上が経過し、社会情勢、経済状況等が大きく変化しましたが、高齢者や障害者の移動を支える福祉的な側面もあるため100円を維持してきました。すぎ丸運行開始当初200円程度だった路線バス運賃も令和8年4月時点では240円程度と値上げされている中で、時代に合わせた運賃設定が必要ではとの声もあり、運賃の在り方について見直しをしていく必要があります。
- さらに、昨今のバス業界における深刻な運転士不足により、民間路線バスも減便・廃路線が生じている中で、すぎ丸も持続可能な運行に課題があります。
- このように利用状況や社会状況が変化する中で、区では、すぎ丸の維持・拡充のために、すぎ丸のあり方を精査し、今後の運行ルート、運行方法などを検討する「南北バスすぎ丸あり方検討部会」を令和7年4月に設置し、課題の検討を行っています。
- 個別の路線の課題として、さくら路線では令和6年に運行事業者から運転士不足による運行業務撤退の意向が示され、事業者の変更について議論しています。また、けやき路線では、事業者からEVバスの航続距離の課題による減便の提案もされていますが、ダイヤに影響がないように議論を行っています。
- 運賃の在り方の検討に当たっては、今後、高齢者等特定の利用者への負担軽減策と併せて検討を進めていきます。なお、東京都のシルバーパスについては、路線バスと同等の料金であること、自治体の補助を受けていないことなどの条件があり、現在は利用できませんが、高齢者の外出促進、健康長寿につなげていくため、独自の支援策を含め検討します。
- 深刻化するバス運転士不足への対応として、区では区ホームページでバス運転士不足の状況や各社運転士募集サイトのリンク掲載に加え、運転士がストレスなく運転できる環境を整えるための道路環境整備等を行っているほか、自動運転などの新しい技術の研究などにも取り組んでいます。今後は、新規運転士の採用に向けた賃金上昇や待遇の改善などの事業者の取組に対する支援や近隣自治体と連携した支援を模索するなど、多角的な視点からすぎ丸の持続可能な運行体制の確保、ひいては持続可能な地域公共交通環境を実現するための方策を検討していきます。

<参考> 路線概要

	① けやき路線	② さくら路線	③ かえで路線
運行ルート	阿佐ヶ谷駅－浜田山駅 (約 4.0km)	浜田山駅南－下高井戸駅入口 (約 3.0km)	西荻窪駅－久我山駅 (約 4.0km)
所要時間	片道 約 25 分	片道 約 20 分	片道 約 20 分
運行本数	1 時間に 4 本 (15 分間隔)	1 時間に 2 本 (30 分間隔)	1 時間に 3 本 (20 分間隔)
運行時間帯	阿佐ヶ谷駅発 午前 8 時 05 分から 午後 9 時 05 分まで (土・日・祝日は午前 8 時 05 分から午後 7 時 35 分まで) ※午後 8 時 20 分 (土・日・祝日は午後 7 時 20 分) の便以降は永福町止まり	浜田山駅南発・下高井戸駅入口発 午前 8 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで	西荻窪駅発 午前 7 時 40 分から 午後 7 時 59 分まで ※午後 7 時 19 分の便以降は五日市街道止まり
	浜田山駅発 午前 7 時 30 分から 午後 8 時 30 分まで (土・日・祝日は午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで)		久我山駅発 午前 8 時 06 分から 午後 7 時 26 分まで

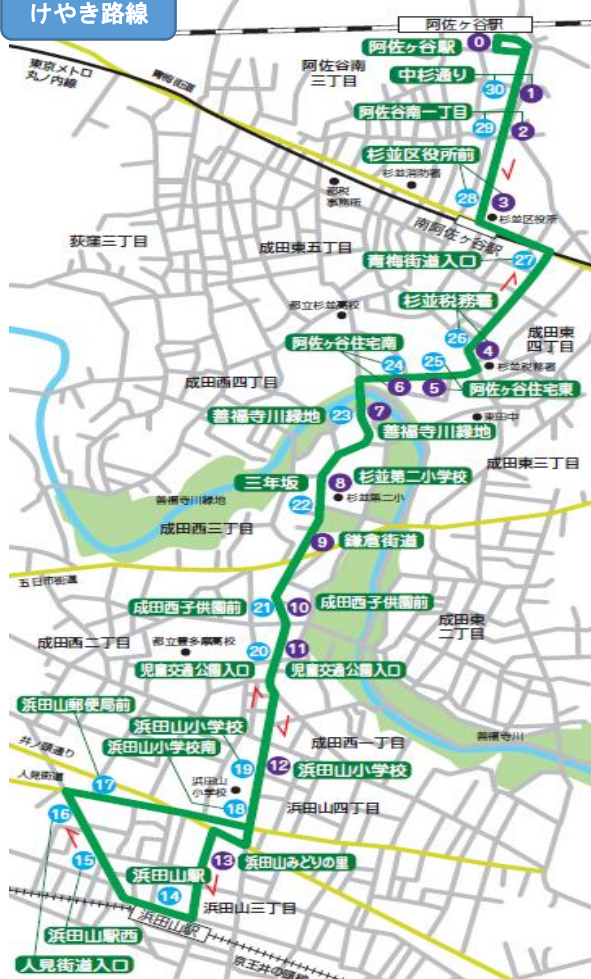
南北バス運行ルート



かえで路線



けやき路線



さくら路線

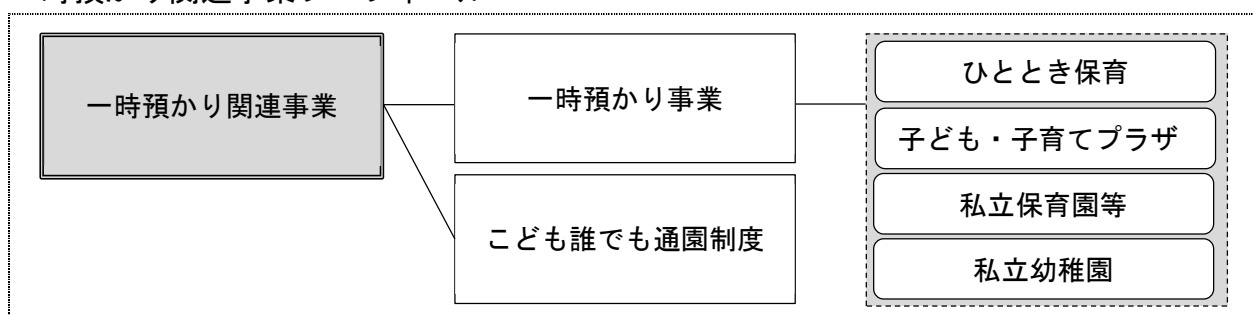


一時預かり関連事業



ひととき保育、子ども・子育てプラザ、私立保育園、私立幼稚園等で実施している「一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度」は、対象年齢や制度の目的に違いがあるものの、保護者にとっては一時的に子どもを預けることができるサービスとして利用されています。このため、関連事業として一体的にコスト分析を行い、利用状況や受入れ状況、事業にかかる費用を明らかにします。

一時預かり関連事業プロフィール



本紙における『一時預かり関連事業』の体系図

(1) ひととき保育

・事業主管課	子ども家庭部地域子育て支援課
・事業開始	平成 18 年 4 月
・対象	生後 6 か月～就学前の子ども
・施設数等	【施設数】5 所【定員】計 41 名【利用料】1 時間 800 円
・事業概要	保護者の通院、就労、リフレッシュ等により一時的な保育が必要な場合に、1 時間単位でお子さんをお預かりする事業です。
・実施方法	事業の安定的な運営及び受入体制の確保を図るため、事業者への委託又は運営経費の一部補助により実施しています。

(2) 子ども・子育てプラザ

・事業主管課	子ども家庭部地域子育て支援課
・事業開始	平成 28 年 12 月
・対象	生後 6 か月～就学前の子ども
・施設数等	【施設数】5 所【定員】計 37 名【利用料】1 時間 800 円
・事業概要	保護者の通院、就労、リフレッシュ等により一時的な保育が必要な場合に、1 時間単位でお子さんをお預かりする事業です。
・実施方法	事業の安定的な運営及び受入体制の確保を図るため、事業者へ委託して実施しています。

(3) 私立保育園等

・事業主管課	子ども家庭部保育課
・事業開始	平成 17 年 4 月
・対象	就学前の子ども
・施設数等	【施設数】13 所【定員・利用料】施設ごとに異なる。
・事業概要	一部の私立保育園等で実施している事業で、自宅で育児をしている保護者が、通院や PTA 活動、就労、リフレッシュ等の理由により一時的に保育を必要とする場合に、お子さんをお預かりし、保育する事業です。
・実施方法	事業の安定的な運営及び受入体制の確保を図るため、事業の運営に要する経費の一部を補助して実施しています。

(4) 私立幼稚園（在園児を除く）

・事業主管課	子ども家庭部保育課
・事業開始	平成 27 年 4 月
・対象	3 歳～就学前の子ども
・施設数等	【施設数】1 所【定員】4 名【利用料】1 時間 500 円 ※上記の定員は、利用実績に応じて非在園児の定員を按分して算出しています。
・事業概要	一部の私立幼稚園で実施している事業で、保育を必要とする園児の適切な保護を図るとともに、保護者が安心して子育てできる環境を整備するため、在園児の預かり枠を一部提供し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かり保育を実施する事業です。
・実施方法	事業の安定的な運営及び受入体制の確保を図るため、実施施設に対し運営に要する経費の一部を補助して実施しています。

(5) こども誰でも通園制度

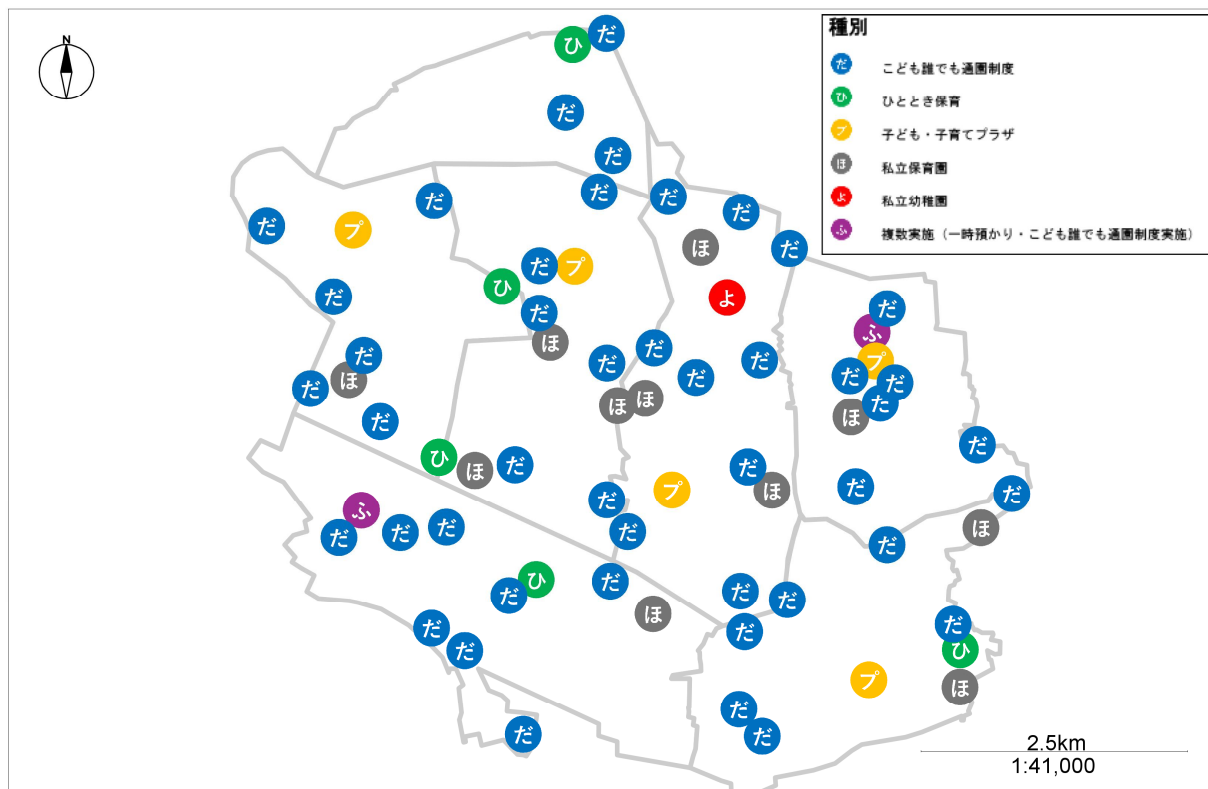
・事業主管課	子ども家庭部保育課
・事業開始	令和 6 年 7 月
・対象	生後 6 か月～満 3 歳未満（※保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していないこと。）
・施設数等	【施設数】区立保育園 19 所、私立保育園等 19 所、私立幼稚園 9 所 【定員・利用料】施設ごとに異なる。
・事業概要	満 3 歳未満の未就園児を対象に、保育所や幼稚園等で定期的にお子さんをお預かりする事業です。お子さんに遊びや集団生活の機会を提供するとともに、保護者の方には子育てに関する相談や情報提供などの支援を行います。
・実施方法	区立保育園において事業を実施するとともに、私立保育園等に対し運営に要する経費の一部を補助して実施しています。

※ひととき保育、子ども・子育てプラザ、私立保育園、私立幼稚園等における一時預かり事業は、子育て応援券が利用できるため、利用者の負担軽減が図られています。

※子育てサポートセンターにおける一時預かり事業は、令和 7 年度末をもって終了したため、事業別行政コスト計算書の対象外としています。

※認可外保育施設において実施されている一時預かり事業は、都が指導監督を行っており、区において事業実績の把握を行っていないことから、事業別行政コスト計算書の対象外としています。

※施設数等は、令和 8 年 4 月 1 日時点の内容です。



一時預かり関連事業 実施場所（令和 8 年 4 月 1 日時点）

令和 7 年度のコスト

- ◇事業全体のコスト
4 億 1,154 万 9 千円
- ◇利用 1 回当たりのコスト
15,428 円
- ◇区民 1 人当たりのコスト
707 円

収入で賄うことができないコスト(事業全体のコストから国・都補助金及び保護者負担金等を除いたコスト)

- ◇事業全体のコスト
2 億 5,182 万 6 千円
- ◇利用 1 回当たりのコスト
9,440 円
- ◇区民 1 人当たりのコスト
432 円

◇『一時預かり関連事業』行政コスト計算書

コスト ★	令和 6 年度	令和 7 年度	差引増減
人件費（職員費等）	30,763	81,039	50,276
人件費（退職手当引当金繰入）	2,064	5,246	3,182
減価償却費	0	0	0
経費	350,748	325,264	△25,484
コスト合計（千円）…①	383,575	411,549	27,974

収入 ★	令和 6 年度	令和 7 年度	差引増減
国庫・都支出金	77,443	66,164	△11,279
保護者負担金	33,391	34,502	1,111
事業者収入（利用料収入）	63,315	59,057	△ 4,258
収入合計（千円）…②	174,149	159,723	△14,426

差引コスト純額（千円）（①－②）…③	209,426	251,826	42,400
--------------------	---------	---------	--------

利用 1 回当たりコスト（円）（①÷④）	13,406	15,428	2,022
区民 1 人当たりコスト（円）（①÷⑤）	665	707	42

利用 1 回当たり差引コスト純額（円）（③÷④）	7,319	9,440	2,121
区民 1 人当たり差引コスト純額（円）（③÷⑤）	363	432	69

延べ利用人数（令和 7 年/同 8 年 各 3 月 31 日現在）…④	28,613	26,676	△ 1,937
-------------------------------------	--------	--------	---------

杉並区人口（令和 7 年/同 8 年 各 3 月 1 日現在）…⑤	577,191	582,413	5,222
-----------------------------------	---------	---------	-------

- 令和 7 年度の事業全体のコストは 4 億 1,154 万 9 千円、収入は 1 億 5,972 万 3 千円、税負担額を表す差引コスト純額は 2 億 5,182 万 6 千円となりました。
- 利用者負担は、保護者負担金及び事業者収入（利用料収入）の合計 9,355 万 9 千円で、コスト全体の約 23%という状況です。
- 利用 1 回当たりの差引コスト純額は 9,440 円、区民 1 人当たりの差引コスト純額は、432 円となりました。

★補足

行政コスト計算書の作成に当たり、コストと収入を以下のとおり整理しています。

種類	内訳
人件費	事業にかかる地域子育て支援課・保育課職員分
経費	運営助成費、運営委託費及び運営扶助等
国庫・都支出金	子ども・子育て支援交付金、重層的支援体制整備事業交付金、一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、保育所等物価高騰緊急対策事業補助金、子どものための教育・保育給付交付金、子育てのための施設等利用給付交付金、子供・子育て支援交付金、多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金
保護者負担金 ※区収入	子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業の利用料 区立保育園におけるこども誰でも通園制度事業の利用料
事業者収入（利用料収入）	ひととき保育における一時預かり事業の利用料 私立保育園、私立幼稚園等における一時預かり事業の利用料 私立保育園等におけるこども誰でも通園制度事業の利用料

◇一時預かり関連事業にかかるコストの内訳

(単位: 千円)

令和6年度	ひととき保育	子ども・子育てプラザ	私立保育園等	私立幼稚園 (在園児除く)	こども誰でも通園制度
事業コスト					
人件費(職員費等)	6,483	10,075	168	2,522	11,515
人件費(退職給与引当金繰入)	431	680	11	169	773
減価償却費	0	0	0	0	0
委託料	14,882	128,454	0	0	9,650
補助金	28,691	0	184	473	895
扶助費	0	0	35,762	0	0
その他経費	189	2,788	0	0	333
事業者経費	39,114	0	65,517	1,555	22,261
コスト合計(千円)・・・①	89,790	141,997	101,642	4,719	45,427
収入					
国庫負担金	0	0	0	2	0
国庫補助金	11,044	9,602	11,860	101	6,669
都負担金	0	0	0	1	0
都補助金	11,618	10,124	11,860	279	4,283
保護者負担金	0	32,335	0	0	1,056
事業者収入(利用料収入)	30,806	0	29,391	1,068	2,050
収入合計(千円)・・・②	53,467	52,061	53,111	1,451	14,058
差引行政コスト純額(千円) (①-②)・・・③	36,323	89,935	48,531	3,268	31,369
延べ利用人数・・・④	8,613	9,169	8,140	278	2,413
杉並区人口(令和7年3月1日現在)・・・⑤	577,191	577,191	577,191	577,191	577,191
利用1回当たりコスト(円) (③÷④×1000)	50,992	78,840	12,487	16,975	18,826
区民1人当たりコスト(円) (③÷⑤×1000)	156	246	176	8	79
利用1回当たり差引コスト純額(円) (③÷④×1000)	19,369	50,515	5,962	11,755	13,000
区民1人当たり差引コスト純額(円) (③÷⑤×1000)	63	156	84	6	54
令和7年度	ひととき保育	子ども・子育てプラザ	私立保育園等	私立幼稚園 (在園児除く)	こども誰でも通園制度
事業コスト					
人件費(職員費等)	5,623	9,183	175	2,628	63,430
人件費(退職給与引当金繰入)	364	594	11	170	4,107
減価償却費	0	0	0	0	0
委託料	16,017	130,697	0	0	0
補助金	28,784	0	659	602	1,465
扶助費	0	0	33,312	148	0
その他経費	197	2,956	0	0	163
事業者経費	36,990	0	68,085	1,473	3,716
コスト合計(千円)・・・①	87,976	143,430	102,242	5,021	72,881
収入					
国庫負担金	0	0	0	1	0
国庫補助金	10,895	8,587	11,447	136	811
都負担金	0	0	0	1	0
都補助金	11,566	9,007	12,106	312	1,295
保護者負担金	0	34,485	0	0	17
事業者収入(利用料収入)	28,639	0	29,126	1,215	77
収入合計(千円)・・・②	51,100	52,079	52,679	1,665	2,200
差引行政コスト純額(千円) (①-②)・・・③	36,876	91,352	49,563	3,356	70,681
延べ利用人数・・・④	8,271	9,463	7,940	360	642
杉並区人口(令和8年3月1日現在)・・・⑤	582,413	582,413	582,413	582,413	582,413
利用1回当たりコスト(円) (③÷④×1000)	52,839	76,685	12,877	13,947	113,522
区民1人当たりコスト(円) (③÷⑤×1000)	151	246	176	9	125
利用1回当たり差引コスト純額(円) (③÷④×1000)	20,774	49,019	6,242	9,322	110,095
区民1人当たり差引コスト純額(円) (③÷⑤×1000)	63	157	85	6	121

◇コスト分析

- 令和6年度から7年度にかけて、コストは2,797万4千円(7.3%)増加しました。主な要因は、人件費(職員費等)が5,027万6千円(263.4%)増加したことによるものです。
- 人件費の主な増加要因は、こども誰でも通園制度の実施園数の拡大に伴い、区立保育園において保育士配置が増加したことによるものです。令和8年度からの本格実施に伴い、区立・私立園での実施園数の拡大により、今後も人件費の増加が見込まれます。
- また、区立保育園におけるこども誰でも通園制度は、人件費が国庫補助金の対象外であることから、利用1回当たりのコストが高くなっています。加えて、ひととき保育及び子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業についても、利用状況にかかわらず安定的な受入体制を確保するため、総価契約又は運営経費に対する補助上限額までの補助により事業を実施していることから、利用1回当たりのコストが高くなっています。

◇一時預かり関連事業にかかる利用実績（令和７年度）

	ひととき保育			子ども・子育てプラザ		
	供給数	需要数(実績)	利用率	供給数	需要数(実績)	利用率
井草	13,552 時間	4,885 時間	36.0%	—	—	—
西荻	—	—	—	13,716 時間	7,594 時間	55.4%
荻窪	10,848 時間	5,784 時間	53.3%	13,716 時間	9,157 時間	66.8%
阿佐ヶ谷	—	—	—	20,574 時間	9,418 時間	45.8%
高円寺	—	—	—	13,716 時間	6,862 時間	50.0%
高井戸	45,684 時間	19,079 時間	41.8%	—	—	—
方南・和泉	11,856 時間	6,300 時間	53.1%	22,860 時間	10,069 時間	44.0%
計	81,940 時間	36,048 時間	44.0%	84,582 時間	43,100 時間	51.0%

	私立保育園等			私立幼稚園		
	供給数	需要数(実績)	利用率	供給数	需要数(実績)	利用率
井草	—	—	—	—	—	—
西荻	—	—	—	—	—	—
荻窪	29,736 時間	9,520 時間	32.0%	—	—	—
阿佐ヶ谷	55,176 時間	18,688 時間	33.9%	5,760 時間	2,160 時間	37.5%
高円寺	49,560 時間	18,360 時間	37.0%	—	—	—
高井戸	23,232 時間	13,400 時間	57.7%	—	—	—
方南・和泉	8,712 時間	2,944 時間	33.8%	—	—	—
計	166,416 時間	62,912 時間	37.8%	5,760 時間	2,160 時間	37.5%

	こども誰でも通園制度		
	供給数	需要数(実績)	利用率
井草	—	—	—
西荻	840 時間	0 時間	0.0%
荻窪	5,440 時間	563 時間	10.3%
阿佐ヶ谷	160 時間	21 時間	13.1%
高円寺	5,440 時間	343 時間	6.3%
高井戸	4,232 時間	1,204 時間	28.4%
方南・和泉	1,680 時間	0 時間	0.0%
計	17,792 時間	2,131 時間	12.0%

※供給数及び需要数は、年間受入時間を記載しています。

★補足

こども誰でも通園制度の利用率が低い理由

こども誰でも通園制度では、利用者が毎週継続して定期的に利用できるよう受入枠を確保していますが、子ども 1 人当たりの利用時間は月 10 時間までに限られています。このため、こども誰でも通園制度では利用者数が定員に達していても、1 人当たりの利用時間が限られていることから、園が確保している受入体制に対する利用実績は一定程度にとどまります。その結果、定員を満たす人数が利用上限まで利用した場合であっても、利用率は低く算出されやすい制度上の仕組みとなっています。

※例えば、月曜日の定員を 6 人に設定した場合、施設は 8 時間の開所時間を通じて常時 6 人を受け入れられるよう職員を配置しています。一方、利用者は月 10 時間（週当たり約 2 時間）までしか利用できないため、月曜日の利用者 6 人全員が上限まで利用したとしても、利用時間の総量は 60 時間（6 人×10 時間）にとどまります。そのため、施設は 8 時間開所しながら 6 人分の受入体制を確保しているものの、実際の利用時間は受入枠に比べて限定的なものとなります。

	受入枠（供給数）		利用時間	
第 1 週	定員 6 名 × 8 時間	48 時間	利用 6 名 × 2 時間	12 時間
第 2 週	定員 6 名 × 8 時間	48 時間	利用 6 名 × 2 時間	12 時間
第 3 週	定員 6 名 × 8 時間	48 時間	利用 6 名 × 2 時間	12 時間
第 4 週	定員 6 名 × 8 時間	48 時間	利用 6 名 × 2 時間	12 時間
第 5 週	定員 6 名 × 8 時間	48 時間	利用 6 名 × 2 時間	12 時間
合計		240 時間		60 時間

◇今後の方向性

- 一時預かり事業は、保護者の孤立感や育児不安の軽減、子育て家庭と地域や支援機関とのつながりのきっかけづくりにも寄与するなど、子育て家庭を支える上で重要な役割を担っています。こうした中、国制度としてこども誰でも通園制度が創設され、区では令和6年度からの試行実施を経て、令和8年度から区立・私立保育園や私立幼稚園等において本格実施を開始したもので、子ども同士のふれあいや保護者からの育児相談等のきっかけづくりなどに寄与するものです。
- 一時預かり事業とこども誰でも通園制度は、いずれも子どもを預かる同種のサービスですが、制度の目的や利用形態（スポット利用か定期利用か）、実施内容（予約方法や料金体系等）に違いがあります。こども誰でも通園制度が実施開始から間もないことによる認知不足も含め、利用者が自身のニーズに応じて適切なサービスが選択できるよう、分かりやすい情報発信が求められます。加えて、こども誰でも通園制度の開始により、一時預かり関連事業の供給量が増加していることから、今後は各サービスの利用状況や役割分担を踏まえた需給バランスの検証も必要となります。
- また、一時預かり事業のうち子ども・子育てプラザ及びひととき保育における預かりについては、人件費や物価の上昇に伴いコストが増加傾向にある一方、利用率は横ばいで推移しており、利用料も事業開始以来据え置いていることから、事業運営に要するコストは年々上昇しています。加えて、本事業は委託又は補助事業として実施していますが、総価契約又は運営経費に対する補助上限額までの補助により実施しているため、利用実績に応じて委託料等を柔軟に調整できない事業構造となっています。
- 更に、区立保育園におけるこども誰でも通園制度については、利用者が毎週継続して定期的に利用できるよう受入枠を確保していますが、子ども1人当たりの利用時間は月10時間までに限られています。このため、こども誰でも通園制度では利用者数が定員に達していても、1人当たりの利用時間が限られていることから、園が確保している受入体制に対する利用実績は一定程度にとどまる状況となっています。
- これらの課題に対しては、まず、一時預かり関連事業について、分かりやすい情報発信の観点から、周知チラシやホームページ掲載内容の再編成を行います。また、こども誰でも通園制度の本格実施初年度となる令和8年度の利用実績等を踏まえ、一時預かり関連事業の需給状況を検証し、利用者ニーズを踏まえながら、定員設定や開所時間、運営方法などについて検討を行います。
- これらの取組を通して、持続可能な事業運営を図るとともに、利用者が必要なサービスを円滑に選択・利用できる環境を整備し、未就学児家庭の多様なニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

事業別行政コスト計算書
令和8年度

登録印刷物番号

08 - 0047

令和8年9月発行



杉並区役所

政策経営部財政課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111（代）

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

● この冊子は、再生紙を使用しています。

みどり豊かな
住まいのみやこ